

改革の全体像

自立と共生の社会づくり

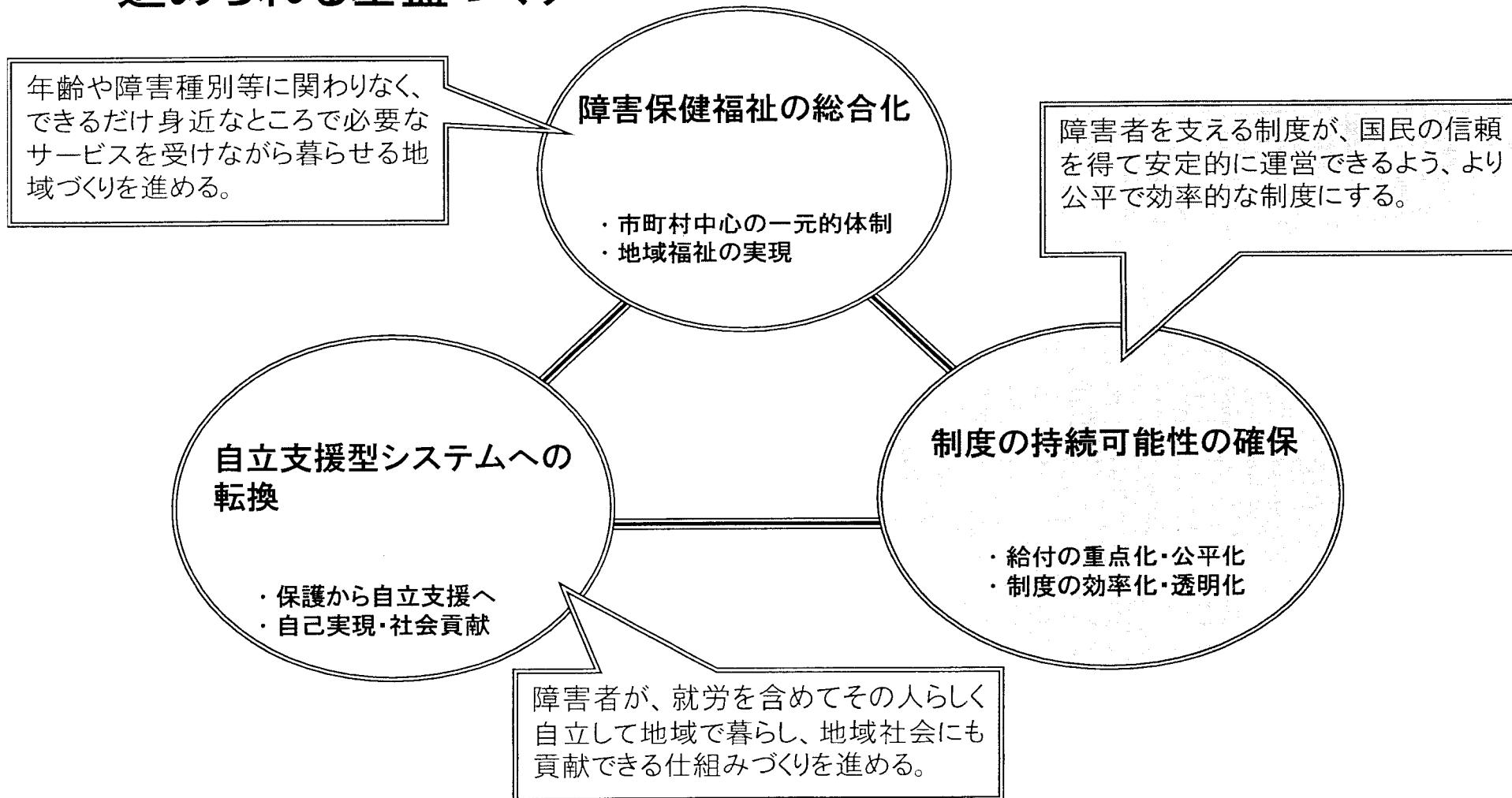
- 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- 地域に住む人が、障害者の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり

地域福祉の実現

「自立と共生」の社会づくり

障害保健福祉の改革の基本的な視点

- 障害者本人を中心にした個別の支援を、より効果的・効率的に進められる基盤づくり



障害保健福祉施策の改革のポイント

1 障害者福祉のサービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

2 障害者がもっと「働ける社会」に

(障害者が、企業等で働けるよう、福祉側からも支援)

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

(1) 利用したサービスの量等に応じた「公平な負担」

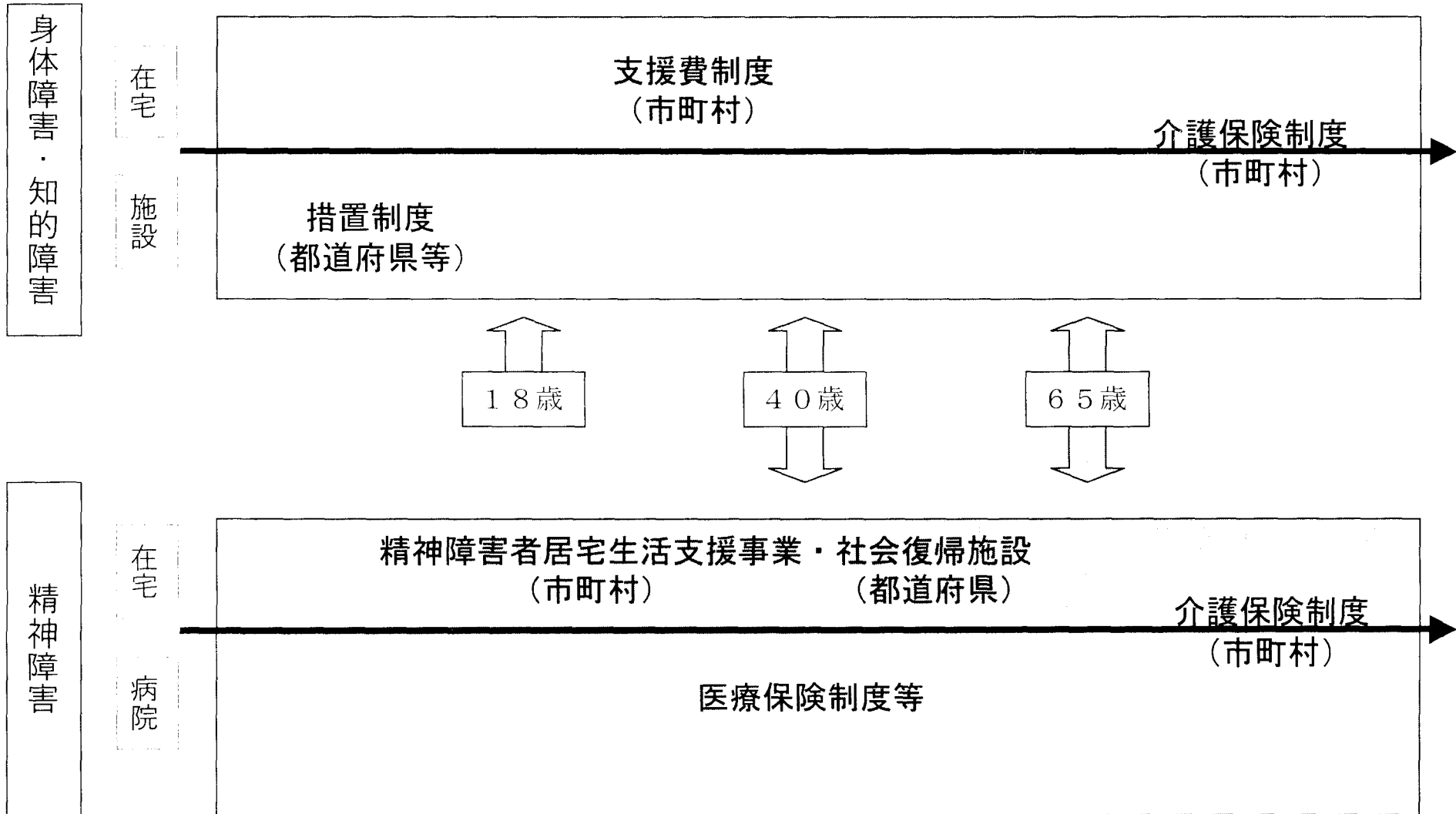
(障害者が福祉サービス(個別給付)や公費負担医療制度を利用した場合に、利用したサービスの量や医療費、所得に応じた公平な負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

(2) 国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス(個別給付)の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

障害福祉サービスに係る制度の現状

○障害の種別や年齢により、制度が複雑に組合わさっている。



(注) カッコ内はサービスの実施主体や保険者等

改革後の姿(障害福祉サービスの一元化)

○障害者に共通の自立支援のための各種福祉サービスについて一元的に規定する法案(障害者自立支援法案)を通常国会に提出

○サービス提供主体は市町村に一元化

